

建設発生土に係る受領書の取扱いについて ～お知らせ～

令和5年5月
下 関 市

令和5年3月の資源有効利用促進法省令の一部改正により、建設発生土に係る受領書の交付、内容確認及び保存が義務化されますので、以下のとおり、お知らせします。

1 対象工事

建設発生土を搬出または搬入する建設工事 ※土量の多少に関わらず全てを対象

2 事業者等の対応すべき事項

●建設発生土の搬出を行う工事の受注者

<交付請求、確認、保存の義務>

- ・建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、受領書（電磁的記録も可）の交付を求める。
- ・搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用促進計画と一致することを確認するとともに、当該受領書又はその写しを工事完了日から5年間保存する。

●建設発生土を搬入する工事の受注者（又はヤード管理者）

<交付の義務>

- ・建設発生土を他の建設工事やストックヤードから搬入したときは、速やかに搬出元の管理者（搬出元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、受領書（電磁的記録も可）を交付する。

【受領書の記載事項】

以下の事項を記載すること。

- ①建設発生土の搬出先の名称及び所在地
- ②建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- ③建設発生土の搬出元の名称（搬出元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地
- ④建設発生土の搬出量
- ⑤建設発生土の搬出先への搬出が完了した日
- ⑥土砂の利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別）
- ⑦建設発生土の土質区分
- ⑧土量の算定上の状態（地山量、締固め量、ほぐし土量など）

※①～⑧の事項が記載されていれば、受領書の様式は問いません。

3 適用基準日

令和5年5月26日以降に新たに請負契約を締結する建設工事に適用する。

4 その他

運用等の詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

山口県『建設発生土・適正処理の取組』

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/207515.html>)

国土交通省『建設発生土の搬出先計画制度』

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)